

静岡県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

静岡県監査委員 青木清高
静岡県監査委員 城塚浩
静岡県監査委員 吉川雄二
静岡県監査委員 佐野愛子

監査対象機関	監査結果報告年月日
空港運営課 (随時監査)	平成29年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件名 建設工事現場での死亡事故の発生 3 内容 平成28年度に実施した空港旅客ターミナルビル増築・改修機械設備工事において、1件の工事の関係者事故（死亡事故）が発生していた。	
【措置の内容】 事故発生直後に「経営管理部営繕関係建設工事安全管理推進委員会」を速やかに開催し、事故の原因と再発防止策について審議し、受注者に対して文書注意を行いました。 工事再開に当たっては、始業前安全確認の徹底等の安全対策を講じさせるとともに、再発防止に向けた安全管理体制強化のため、安全教育と定期的な現場巡視を徹底するよう指導を行いました。 今後も、監督・検査業務や安全パトロールなどを通じて、事故の原因となり得る事象に対して十分な安全対策を講じるよう指導し、再発防止に努めていきます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海健康福祉センター	平成29年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 障害福祉サービス事業者の指定等に係る複数の不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 熱海健康福祉センターの職員は、平成24年度及び25年度において、所内決裁を経ずに障害福祉サービス事業者の指定に係る事務処理を行うなど、複数の不適切な事務処理を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成25年度以降、障害福祉サービス事業者の指定に係る事務など複数の事務が本庁に移管されていますが、現在、所管する事務について、受付管理簿等による事務の進捗管理及び担当課長による相互確認を徹底し、決裁手続の漏れを防止するとともに、事務処理の遅延防止等、不適切な事務処理の再発防止に努めています。</p> <p>特に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報等の事務処理については、文書管理の方式を改め、通報案件ごとに関連する文書を一括管理し、一連の手続の漏れがないよう簡易にチェックできる方式に変更するとともに、「保健所における措置入院業務等実施要領」（マニュアル）に沿って、台帳により毎月課長が手続の漏れ等の確認を行う取扱いを徹底し、不適切な事務処理の未然防止に努めています。</p>	

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | 交通加害事故の発生 |
| 3 | 内容 | 平成28年度に、公務中における交通加害事故が2件発生していた。 |

【措置の内容】

職員の交通安全意識の高揚に加え、運転技術の向上によるリスクの軽減を図るために、次のとおり、交通事故の防止対策強化に努めています。

- 1 毎月実施する課長・班長会議に併せて交通安全対策会議を実施するとともに、交通事故発生の際にも実施し、余裕のある運行、前向き駐車や同乗者の確認補助の推進など、交通安全対策の徹底を図っています。
- 2 公用車で出張する職員に、運転者の健康管理推進のための体調確認とともに、安全運転のための声掛けを実施しています。
- 3 東部出納室が開催している熱海総合庁舎及び東部総合庁舎の交通安全研修会等へ、転入職員、新規採用職員及び事故を起こした職員を積極的に参加させています。
- 4 「公用車運転前チェック表」を備え、運転前に必ずアルコールチェックをしてから運転することを徹底しています。
- 5 業務疲弊のある長距離出張者には、公共交通機関の利用も促しています。
- 6 交通安全協会が作成した交通事故危険マップ等を掲示し、交通安全意識を喚起しています。
- 7 全職員あての定期メールにおいて交通安全の話題を積極的に取り上げています。
- 8 交通事故多発警報発令時には、その都度、内容を職員へ周知するとともに、各季の全国交通安全運動に併せて、スローガンや注意事項をメール送信し、各職員の交通安全意識の喚起を図っています。
- 9 交通事故発生時対応マニュアルを公用車に備え付けるとともに、全職員に配布する等により、その周知徹底に努めています。
- 10 「コンプライアンス通信」を利用した交通安全防止に係る危険予知トレーニングを、毎月、各課で実施し、安全運転に心掛けています。
- 11 静岡県安全運転管理協会発行の交通安全広報誌「安全運転管理しずおか」を供覧し、交通事故防止に役立てています。
- 12 事故があった場合は、その状況と原因を全職員に情報提供して注意喚起しています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部農林事務所	平成29年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度に、公務中及び通勤途上の交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の事故については、所長から、交通加害事故を起こした職員に対し厳重に注意するとともに、所内「交通安全会」を通じ、全職員に事故の詳細を説明し、再発防止への注意喚起を行いました。</p> <p>当事務所では、毎月、部課長以上の職員で構成する「交通安全会」にて交通事故防止のための情報を共有するとともに、次のとおり、様々な機会を通じて職員の交通安全意識の徹底を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内交通安全標語コンクールの実施 ・ 始業時にコンクールで投票のあった交通安全標語の唱和及び所内への掲示 ・ 「交通事故発生時の対応手順」の全職員への配布 ・ 公用車運転時のヒヤリ・ハット体験を交通安全マップにシール貼付 ・ 公用車運転時のヒヤリ・ハット体験や危険予測をまとめ、管内警察署へ情報提供 ・ 浜松総合庁舎安全運転管理者主催の交通安全講習会への参加（臨時職員・非常勤職員を含む。） ・ 職員参加型交通安全講習会の実施と全職員（臨時職員・非常勤職員を含む。）の参加 ・ セーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」への全職員の参加 ・ 「コンプライアンス通信」を利用した、交通事故防止に係る危険予知トレーニングの実施 ・ SDO（庁内ネットワーク）を活用した「危険予知」や「飲酒運転撲滅」等の交通安全研修の受講 <p>今後も交通事故再発防止のため、日常的な取組を継続し、職員の交通安全意識を高めるとともに、安全運転の徹底に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
畜産技術研究所	平成29年12月 5 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 委託業務の不適切な履行確認 3 内 容 平成28年度汚水処理施設維持管理業務委託において、一部業務が未実施のまま、委託料が支出されていた。	
【措置の内容】 本件は、汚水処理施設維持管理業務委託の仕様にある汚泥処理の実施に係る履行確認が徹底されていなかったことにより生じたものです。 平成29年度委託業務より、業務完了報告書に実施日を記載した表を添付するよう改善しました。 また、計画どおりに業務が行われているか毎月、進捗状況の確認を行っています。 今後の防止策として、これらの改善とともに、点検の都度、監督員による現場での立会検収を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	平成29年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 特別休暇取得に係る虚偽申請</p> <p>3 内 容 沼津土木事務所の職員は、平成27年11月30日から12月 2 日までの3日間、母親の看護という虚偽の理由を申請し、不正に特別休暇（看護休暇）を取得した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成29年 3 月15日付けの当該職員に対する懲戒処分等を受け、同日、臨時課長・支所長会議を開催し、改めて特別休暇の適正な申請と綱紀の厳正保持の徹底を全職員に対して指示しました。</p> <p>また、特別休暇の申請があった際は、課長及び支所長が本人から直接申請の理由を聴取し、必要に応じて理由の裏付けとなるものを提示させて確認するよう徹底し、再発防止に努めています。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①河川占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 占用許可要否の適用誤り等により、平成24年度から27年度までに占用料の誤徴収が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>誤徴収となっていた占用者に対して、内容を説明した上、還付及び追加徴収を行いました。</p> <p>再発防止策として、誤徴収の原因となった項目を、占用許可の起案時に使用するチェックリストに追加しました。</p> <p>今後は、チェックリストを活用して複数職員によるチェックを徹底し、占用料の適正な徴収に努めます。</p>	

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 ②建設工事現場における第三者事故の発生
- 3 内容 平成28年度及び29年度に実施した建設工事で第三者事故（物損事故2件、人身事故1件）が3件発生していた。

【措置の内容】

工事事故発生後、速やかに事務所の建設工事等安全管理推進委員会を開催して、事故発生原因の究明および事故再発防止対策を検討し、施工業者には、事故再発防止策の徹底など指導注意を行いました。

事故防止については、労働基準監督署や交通基盤部工事検査課に講師を依頼して安全講習を行ったほか、管内4地区の建設業協会主催の研修会において事務所検査監による講習を行いました。

また、工事現場の安全パトロールを、建設業協会主催のパトロールを含めて月1回以上実施したほか、中間検査時の検査員による安全指導、立会い時等の監督員による安全指導等を行っています。

さらに、「作業員の安全確保」「作業効率の向上」「公衆災害防止」を目的に工事現場の整理整頓を推奨し、「安全管理はきれいな現場から」をスローガンに、施工業者に対して現場の整理整頓状況を毎月報告するよう指導しています。

今後も上記の活動を継続し、安全意識の啓発を図り、第三者事故の発生防止に努めます。

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 ③交通加害事故の多発
- 3 内容 平成28年度に、公務中における交通加害事故が5件発生していた。

【措置の内容】

交通加害事故の発生時、速やかに所長に報告し、事故を起こした職員に厳重注意をするとともに、定例課長会議で、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。

交通安全対策については、所内の課長・支所長会議や職員に発する各種メールにおいて、交通三悪撲滅や交通事故防止等の注意喚起を行っています。

また、名刺サイズの交通安全ハンドブックの全職員への配布、事務所の交通安全スローガンや交通事故ゼロボードの掲示、全職員による交通安全宣言を実施しています。

さらに、セーフティチャレンジラリー150への全職員参加、交通安全講習会の積極的受講などの取組により、職員一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めています。

今後も、常日頃から繰り返し職員の交通安全に対する意識啓発を図り、職場内の交通安全対策の徹底に努め、交通事故の発生防止に取り組みます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松土木事務所	平成29年12月 5 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 河川占用料の徴収誤り 3 内 容 占用許可要否の適用誤りにより、平成23年度から27年度までに占用料の誤徴収が発生していた。	
【措置の内容】 徴収誤りによる過徴収分は、占用者に説明の上、平成29年 3 月29日に全額還付しました。 再発防止策として、河川・海岸占用料等取扱点検表に基づき、複数の職員による確認を徹底しています。 特に、国の許可案件に係る占用料の徴収については、国に対して詳細な添付図書を求め、許可内容を再確認し、占用料の徴収対象を明確にして算定しています。 また、申請書における用語を統一し、適用区分の誤りを防止するため、平成29年度から静岡県河川管理条例に基づく物件名称により申請を行うよう、電力会社に対し指導しています。 今後も引き続き、上記の対策を徹底し、占用料の適正な徴収に努めます。	

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | 建設工事現場等における工事関係者事故等の多発 |
| 3 | 内容 | 平成28年度及び29年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）及び工事等の関係者事故が4件発生していた。 |

【措置の内容】

今回の物損事故は、除草業務委託における飛び石対策として、防護ネットの配置をしていなかったことが原因で発生したものです。

事故以降契約した除草業務委託については、施工者に対して今回の事故発生原因を踏まえた対策（作業時は飛び石防護ネットを必ず配置）を徹底するよう指導しています。

また、工事事務については、通常の工事安全パトロールに加え、随時、現場パトロールを実施し、現場における安全対策の確認や、作業内容が作業員に周知されているか等のチェックを行い、事故防止に努めています。

さらに、例年下半期には、発注件数の増加に伴い工事事務が増加する傾向があるため、平成30年1月5日付けで所長から工事及び業務委託の受注者あて、安全対策の徹底について具体例を挙げて注意文書を送付しました。

今後も引き続き、建設業者への指導注意により安全意識の啓発を図り、事故防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
御殿場高等学校	平成29年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度に、通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故発生時の措置 <p>事故発生時の当日に当該職員から事故の報告を受け、事情聴取を行いました。事故の相手に忠実な対応を行ったか、相手・本人の怪我等の実態の把握、警察・保険会社等への迅速な連絡・処理ができたかを確認しました。</p> <p>校長からは、各当該職員に対し、少しの油断で被害者だけでなく自身や家族の生活も一変させかねない危険性と責任の重大性について厳重に注意しました。</p> ・ 職員への交通安全意識の高揚 <p>職員の意識徹底を図るため、事故発生日の数日内（夏休み時に発生した事案に関しては生徒登校日）には、朝の打合せにおいて校長・副校長により全職員へ交通事故防止に関する注意喚起をしました。</p> <p>平成28年度には全教職員を対象とした交通事故防止研修を4回実施し、平成29年度は「安全運転事故チェックリスト」を用いた確認を3回実施しています。1学期に実施した「安全運転事故チェックリスト」では、集計結果に基づきグループワークを行い、意見交換することにより交通安全意識の高揚に努めました。また、飲酒運転根絶研修については、県からの冊子を活用し、平成28年度と平成29年度の6月と12月にグループワークを実施しました。平成30年2月20日には外部講師による交通安全研修会を実施し、更なる交通安全に対する意識を高めました。</p> ・ 今後の防止対策 <p>今後とも「交通安全ニュース」の配布・説明や、県教育委員会教育総務課より毎月配信される「事故削減プログラム」の実施を喚起し、職場全体で安全運転への高い意識と交通事故防止の徹底に努めます。</p> 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富岳館高等学校	平成29年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒の個人情報の紛失</p> <p>3 内 容 富岳館高等学校の教諭は、平成28年12月、静岡県立学校情報セキュリティ対策基準に違反して個人所有のパソコンに生徒の個人情報を保存し外部に持ち出した。その後、自家用車に置いてあったパソコンが盗難に遭い、生徒の個人情報を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p> 該当職員は担当する生徒の個人情報を許可なく個人所有のパソコンに保存して自宅へ持ち帰り、車の中に置いていたところ、平成28年12月16日夜から17日の朝にかけて、自宅アパートの駐車場に停めた車の窓ガラスが割られ、車内にあったパソコンを盗まれました。</p> <p> 学校では、平成28年12月20日に全校生徒に対し紛失したパソコンにはパスワードがかけてあり正しく入力しないと起動しない設定になっているが、生徒の情報が保存されていたことを校長が説明し、謝罪をしました。また、平成28年12月22日には保護者会を開催し、同様の概要説明と謝罪を行いました。</p> <p> 職員に対しては、平成29年2月の職員会議において「情報管理マニュアル」を再読し、情報管理を徹底するよう伝えました。また、従前からの「情報管理マニュアル」遵守に加え、生徒の個人情報処理は、職員室内の県から支給されているパソコンのみで行うこととし、電子媒体による生徒の個人情報の校外への持ち出しも禁止しました。</p> <p> 平成29年度は、職員会議など全職員の集まる機会に、管理職から情報管理の再点検を行うことや取扱いについても細心の注意を払うよう指導しております。</p> <p> 今後も折に触れ、職員に対し注意喚起を行い、研修等の実施により職員の意識を高め、学校全体で再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡東高等学校	平成29年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 傷害事件の発生</p> <p>3 内 容 静岡東高等学校の教諭は、平成29年1月、実母に対し暴行を加え、傷害の容疑で逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逮捕翌日の朝、全教職員で、生徒が動揺することのないよう、落ち着いて普段どおりの指導を行うよう話しました。また、その翌日の朝には、精神的に不安定になる生徒がいるか等の状況を把握するほか、信頼回復に向けて全教職員一丸となって全力を傾けるよう話しました。 ・ 教育委員会の処分のありました平成29年3月には、全教職員が教諭の職場復帰に協力しながら、不祥事根絶に向けた意識を常に持つよう話しました。 ・ 平成29年度の毎月の職員会議で懲戒処分事案を紹介しました。 ・ 平成29年4月には、不祥事根絶チェックシートの実施とグループエンカウンター研修を実施しました。 ・ 平成29年6月には、職場の雰囲気づくりに係るアンケートを実施したほか、不祥事について学校評議員と意見交換を実施しました。 ・ 平成29年10月には、アンガーマネジメント及び人間関係改善研修を実施し、不祥事根絶の意識醸成を図りました。 ・ 今後も、機会ある毎に、不祥事根絶に係る取り組みを職員一丸となって実施し、再発防止に努めてまいります。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
<p style="text-align: center;">細江警察署 (随時監査)</p>	<p style="text-align: center;">平成29年12月 5 日</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 準強制わいせつ及び特別公務員暴行陵虐事案の発生</p> <p>3 内 容 細江警察署に勤務する警察官は、被害者の女性に対し、所持品検査を行うと称し着衣の上から執拗に身体に接触する等のわいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 署員の逮捕事案発生を受け、署長から署員に対し、非違事案の再発防止及び住民の信頼回復に向け、着実かつ基本に徹した職務執行を指示しました。 2 地域部長通達及び緊急ブロック別地域官・地域課長会議を受け、地域課長から地域警察官全員を対象に、各種報告の徹底など適正な職務執行に向けた具体的な教養を実施しました。 3 若手地域警察官を対象とした小集団討議を実施し、当該非違事案に係る原因や反省点、更には再発防止策について同年代目線での検討を行いました。 4 各課長による課員の個々面談を実施し、署員の身上把握・指導に努めました。 5 交番等への巡視強化に際し、その項目に勤務状況など業務の確認だけでなく、公私における悩みや不安、身上に関する事項の聴取など非違事案防止に係る項目も加えました。 <p>(警察本部における措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域警察官に向けた通達の発出 適正な職務執行、職務質問及び基本の遵守に関する地域部長通達を発出しました。 2 各級幹部に対する会議の開催 特別ブロック別警察署長会議を開催し、本部長以下各部長等から各種指示を行うとともに、緊急ブロック別地域官・地域課長会議を開催し、非違事案の再発防止に向けた具体的な指示を行いました。 3 巡回指導の強化 若手地域警察官に本部指示事項の浸透を図るため、本部員による交番等への巡回指導を強化しました。 4 身上把握等の徹底について指示 本部を含む全所属に対し、改めて規律の厳正な保持、基本の再確認と厳守、身上把握について徹底するよう指示しました。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
機関名非公表	平成29年12月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 セクシュアル・ハラスメント行為の発生</p> <p>3 内 容 県立特別支援学校の主任技能員は、平成27年10月及び28年5月、8月、複数の女性職員に対して、不意に抱きしめるなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成29年1月に校長が職員に対し、次の(1)から(3)のとおり改善措置をしました。</p> <p>(1) 今回の不祥事を教訓とすることを要請しました。</p> <p>(2) 不祥事根絶への高い意識を継続して維持することを要請しました。</p> <p>(3) 学校経営計画の基本を「人を大切にすること」「安心安全」とし、防災・防犯・不祥事根絶を組み入れることへの協力を要請しました。</p> <p>2 平成29年1月の不祥事の公表後から次の(1)から(5)の取組を実施し、セクシュアル・ハラスメントの発生の防止に努めています。</p> <p>(1) 不祥事が発生する以前から行ってきた「人を大切にする」をキーワードとした校長講話を職員会議や幹部職員会議、分掌課長会議、朝の打合せ等折に触れ継続して行っています。</p> <p>(2) 自校の成果や強みを挙げ、士気の高揚や課題解決に向けた連帯感を醸成することで、より良い職場環境や人間関係をつくり、職員相互が関心を払うよう促しています。</p> <p>(3) 学校教育目標や学校経営計画に「人を大切にする」というキーワードを多用し、自らの規範意識の高揚や綱紀粛正を促しています。</p> <p>(4) 人事評価面談において、自他のセクシュアル・ハラスメント被害の情報の有無を確認するとともに情報を入手した場合は、迅速に報告するよう促しています。</p> <p>(5) 懲戒処分が報告された都度、直近の朝の打合せ等で印刷物を配布する等し、綱紀粛正を促しています。</p>	